

# 事前相談等の手続きについて

## 1. 事前相談対象外の催物

### 対象

- ・参加者が1,000人以下の催物かつ
- ・全国的・広域的な移動を伴わない催物

### ○基準

#### 国の目安(※)

収容率

#### 大声・歓声等なし

収容定員あり

100%以内

収容定員なし

密にならない程度の間隔

#### 大声・歓声等あり

収容定員あり

50%以内

収容定員なし

十分な人と人との間隔(1m)

#### 人数上限

5,000人と50%のいずれか大きい方  
(→全員の参加が可能)

### ○必要な準備等

- ・主催者及び施設管理者が、ガイドライン遵守の旨を公表
- ・大声・歓声等なしの実績疎明資料・結果公表等(次ページ参照)

※緊急事態措置・まん延防止等重点措置・経過措置中を除く

# 1. 事前相談対象外の催物

## 公表等が必要な資料

### 【原則】

下記資料をHP・SNS等で公表等してください。

- 感染防止の取り組み  
(業種別ガイドラインに従った取り組みを行う旨)

1,000人以下で、収容率50%上限で開催していた催物主催者等が収容率上限100%に引き上げる場合には、以下により、大声・歓声等がないことを公表してください。

- 事前相談書 別紙 1
- 実績疎明資料 別紙 2
- 結果報告資料 (※) 別紙 3 ( \* 項目は適宜)

※主催者等は、当該催物の映像・音声等データについて、催物開催から1年間保管をしてください。(注1)

### 【例外：問題発生時】

→感染者の参加、大声・歓声等の発生、感染防止策不徹底等の事情が生じた場合には、  
別紙 3 結果報告資料を県・関係府省庁にご提出ください。

(注1) 主催者等は、例えば、観客席・舞台等に設置したビデオカメラ・ICレコーダー等のデータについて、県、関係各府省庁等が必要時に確認できるよう、催物から1年間保管をしてください。観客から声が出ていないことを示すために、ノイズ除去処理、複数台の設置・音声合成処理等を行うことは不要です。

# 1. 事前相談対象外の催物

## 大声・歓声等の有無について「特に確認が必要である場合」の考え方

- 過去態様に照らし、概ね「大声・歓声等なし」と考えられる催物や、これまでに収容率上限100%での開催実績があり、感染防止策が適切に実施され、かつ、大声・歓声等が適切に抑止されていた催物については、「特に確認が必要である場合」には当たらないものと考えられます。
- 例えば、クラシック音楽等のコンサートや、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会といった催物については、これまでも多くの場合、大声・歓声等がないと想定されることから、概ね「大声・歓声等なし」と考えられますが、個別の態様により、大声・歓声等が出やすい場合もあり得るため、過去実績や催物の性質等、個別事情に応じ、実績疎明資料の公表を求める場合があります。
- 「大声・歓声等なし」と扱うことができるのは、原則として、飲食を伴わない場合であることにご留意ください。また、立見席の場合は、密にならないように、人と人との間隔を確保してください（例えば 1m<sup>2</sup>に2人以内等）。すなわち、消防法等の収容定員による「収容率上限100%」は、認められないこととなります。

## 2. 収容率100%上限であるが、 疎明資料・結果報告等が不要な場合

### 対象

- ・ 大声・歓声等の有無について、「特に確認が必要」と判断をされていない催物

### ○基準

#### 国の目安(※)

収容定員あり

収容定員なし

収容率

100%以内

密にならない  
程度の間隔

人数上限

5,000人と50%のいずれか大きい方

※緊急事態措置・まん延防止等重点措置・経過措置中を除く

### ○必要な準備等

#### 【原則】

事前相談に当たっては、主催者等は、催物開催の2週間前まで（チケット販売を要する場合は販売開始まで）に、下記資料を準備し、県の事前相談窓口にご送付ください。

- 催物開催の概要、感染防止策等が分かる資料
- 事前相談書 別紙1

#### 【例外：問題発生時】

感染者の参加、大声・歓声等の発生、感染防止策不徹底等の事情が生じた場合には、別紙3 結果報告資料を県・関係府省庁にご提出ください。

## 2. 収容率100%上限であるが、 疎明資料・結果報告等が不要な場合

### 対象

- ・ 大声・歓声等の有無について、「特に確認が必要」と判断をされていない催物

### 大声・歓声等の有無について「特に確認が必要である場合」の考え方

- 過去態様に照らし、概ね「大声・歓声等なし」と考えられる催物や、これまでに収容率上限100%での開催実績があり、感染防止策が適切に実施され、かつ、大声・歓声等が適切に抑止されていた催物については、「特に確認が必要である場合」には当たらないものと考えられます。
- クラシック音楽等のコンサートや、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会といった催物については、概ね「大声・歓声等なし」と考えられますが、過去実績や催物の性質等、個別事情に応じ、実績疎明資料提出を求める場合があります。
- 「大声・歓声等なし」と扱うことができるのは、原則として、飲食を伴わない場合であることにご留意ください。また、立見席の場合は、密にならないように、人と人との間隔を確保してください（例えば 1㎡に2人以内等）。すなわち、消防法等の収容定員による「収容率上限100%」は、認められないこととなります。

### 3. 主催者等が、収容率について、50%上限が適切だと考える場合

#### 対象

- 主催者等が、収容率については、50%上限が適切だと考える催物

#### ○基準

##### 国の目安(※)

##### 収容定員あり

##### 収容定員なし

収容率

50%以内

十分な  
人と人との間隔  
(1m)

人数上限

5,000人と50%のいずれか大きい方

#### ○必要な準備等

##### 【原則】

事前相談に当たっては、主催者等は、催物開催の2週間前まで（チケット販売を要する場合は販売開始まで）に、下記資料を準備し、県の事前相談窓口にご送付ください。

- 催物開催の概要、感染防止策等が分かる資料
- 事前相談書 別紙1

##### 【例外：問題発生時】

感染者の参加、大声・歓声等の発生、感染防止策不徹底等の事情が生じた場合には、別紙3 結果報告資料を県・関係府省庁にご提出ください。

※緊急事態措置・まん延防止等重点措置・経過措置中を除く

## 4. 収容率100%上限で、 疎明資料・結果報告等が必要な場合

### 対象

- ・ 大声・歓声等の有無について、「特に確認が必要」と判断をされている催物

### ○基準

#### 国の目安(※)

収容定員あり

収容定員なし

収容率

100%以内

密にならない  
程度の間隔

人数上限

5,000人と50%のいずれか大きい方

※緊急事態措置・まん延防止等重点措置・経過措置中を除く

### ○必要な準備等

#### 【事前相談】

事前相談に当たっては、主催者等は、催物開催の2週間前まで（チケット販売を要する場合は販売開始まで）に、下記資料を準備し、県の事前相談窓口にご送付ください。

- 催物開催の概要、感染防止策等が分かる資料
- 事前相談書 別紙 1
- 実績疎明資料 別紙 2 及び 映像・音声等データ\*

## 4. 収容率100%上限で、 疎明資料・結果報告等が必要な場合

### 対象

- ・ 大声・歓声等の有無について、「特に確認が必要」と判断をされている催物

#### 【開催後】

催物開催後、主催者等は、2週間後～3週間後の間に、下記資料を県及び関係府省庁の窓口にご送付ください。

- 結果報告資料                      別紙3 及び 映像・音声等データ\*

\* 例えば、観客席・舞台等に設置したビデオカメラ・ICレコーダー等のデータをご提出ください。観客から声が出ていないことを示すために、ノイズ除去処理、複数台の設置・音声合成処理等を行うことは不要です。

また、必要に応じ、催物全編ではなく、特に大声・歓声等が生じやすいと考えられる一部場面のデータをご提出いただく形や、Webで動画等を公開している場合に当該URLをご共有いただく形でも問題ありません。

\* 県、関係各府省庁は、データは事前相談等の確認用途のみに使用し、保管不要となれば速やかに破棄します。また、主催者等はデータを催物から1年間保管してください。必要に応じ、再度提示を求める場合があります。